

第2回AMIN会議
Second AMIN conference

Real Report

(プログラムより抜粋)

2007/10/23 - 2007/10/24

晴海グランドホテル
Harumi Grand Hotel

No. 1
Country Report For 2nd AMIN Conference
国別報告書

Mahboob Ahsan
治療マッサージ教官
障害者職業訓練センター（VTCB）
バングラディッシュ人民共和国

A. 基本情報：

- i) 総人口：1億5,000万人
- ii) 国土総面積：144,448平方キロメートル
- iii) 障害者人口：1,500万人、総人口の10%（WHO推定）
- iv) 視覚障害者数：未調査

B. 組織情報：

視覚障害者への訓練とリハビリテーションの提供を目的として、視覚障害者職業訓練センター（VTCB）が1976年に設立された。VTCBでは、治療マッサージ、コンピュータ技能、PABX技能など、視覚障害者を対象とするさまざまな訓練を提供している。

C. 視覚障害者の教育機会：

視覚障害者の大部分は、中学校レベル程度までの学校教育を受ける。彼らのほとんどは、入学はするが、経済的な事情により、教育を継続することができない。バングラデシュでは、5つのディヴィジショナル・シティーに視覚障害者小学校が5校、64地区に64校の統合学校がある。2校の視覚障害学校がNGOによって運営されている。

D. 視覚障害者の雇用状況：

有給雇用されている視覚障害者は半分にも満たない。政府レベルで仕事割当の規定があるが、実際には正しく運用されていない。バングラデシュの視覚障害者が通常携わっている職種は、リソースティーチャー、NGOのマネジャー、訓練士、受付係、自営業などである。

E. バングラデシュの視覚障害者による治療マッサージの現状：

バングラデシュの識者の大部分は、マッサージが健康の維持・増進に役立つと考えている。バングラデシュでは2003年から、視覚障害者職業訓練センター（VTCB）が、JOCVおよび日

本で訓練を受けた視覚障害のバングラデシュ人の協力の下、視覚障害者を対象とした治療マッサージ師の養成を開始した。2007年までに合計20人の視覚障害者が治療マッサージ師としての訓練を終えた。そのうち、現在治療マッサージ師として働いているのは8人で、残りの12人は他のさまざまな職業に就いている。

F. 問題点：

1. 視覚障害者を含めたバングラデシュ国民の考え方が、視覚障害者の自立の大きな障壁となっている。
2. 国内にマッサージ師養成機関モデルがない。
3. マッサージ師養成のための点字書物の不足。
4. 点字タイプライターの不足。

G. 計画および見解：

1. マッサージ療法に対する人々の意識を高める。
2. 視覚障害をもつマッサージ療法士は、自営の治療院をつくろうとしている。
3. マッサージ師養成のための指導者を増やす。
4. 視覚障害者の全国的プラットフォームであるバングラデシュ視覚障害者協会（BVIPS）は、自営活動促進のためのイニシアチブをとっている。

H. 結論：

全体的に見ると、現在、バングラデシュにおける治療マッサージはまだ発展途上にある。医療サービス市場における治療マッサージへの需要を高めるには、より多くの時間が必要である。しかし未来は明るい。人々の意識を変革することが、治療マッサージに対する需要を高めるために重要である。そして、政府、NGO、および民間組織は、治療マッサージ活動を支援するための計画と手続きを進める必要がある。

No. 2

Employment opportunity through massage Program in Bangladesh

バングラディッシュにおける マッサージ師養成プログラムによる雇用機会の拡大

医学博士 Saidul Huq
Blind Education and Rehabilitation Development Organization
バングラディッシュ人民共和国

私はBERDOの創設者で、現在事務局長として活動している医学博士Saidul Huqである。BERDOでの功績が認められ、私は1994年に米国からアショカ・フェローシップ、2000年には世界銀行からロバート・S・マクナマラ・フェローシップを得た。

バングラデシュは川の多い国で、国土全体が川に覆われている。バングラデシュは人口密度の高い国である。総人口は約1億4,000万、総面積は15万6,000平方キロメートルである。総人口の8~10%が障害者であり、そのうち約200万人は視覚障害者である。

1958年に視覚障害者を対象とした教育が開始された。バングラデシュでは、慢性的な貧困と資源不足により、視覚障害者の生活水準は低い。現在、視覚障害者は多くの問題に直面している。1つの大きな問題は雇用機会である。

バングラデシュはイスラム教国であり、大多数の人々は保守的である。バングラデシュでは現在でもなお、視覚障害者にとってマッサージはよい仕事ではない。病院や医院では、物理的疾患をもつ患者のためのマッサージ療法は実践されていない。2003年から2007年までに、バングラデシュでは13人がマッサージ師としての訓練を受けた。現在、6人が訓練中であるが、そのうちの1人はマッサージ師をしており、別の1人は訓練士として働いている。現時点で、合計19人がマッサージ活動に関与しているが、国および民間の病院や医院、他の医療センターにおいて視覚障害者のための職業訓練施設を整備するのを我々が支援できれば、この数を増やすことができるであろう。視覚障害者職業訓練センター（VTCB）では、視覚障害者のためのマッサージ師養成プログラムをすでに開始している。BERDOでは今年中にマッサージ師養成プログラムを開始することになっている。BERDOは、このプロジェクトのためのインフラ整備をすでに完了しており、準備は十分整っている。しかし、訓練生の雇用機会は非常に制限されている。

マッサージ師養成プログラムの重要性は大きい。よってこのプロジェクトに対する人々の意識を高めるべきである。また、我々は視覚障害者の雇用創出を促進するため、政府つまりバングラデシュ健康省に交渉すべきである。さらに、確立した職業としてマッサージ業を法的に認めるよう、政府に働きかけるべきである。

我が国では、人々がマッサージについて知らないため、この療法は実践されていない。そのため、我々は、マッサージに対する認識を社会に広めるため、啓蒙活動を行わなければならない。出版、新聞・雑誌、報道などのマスコミや電子メディアは、我が国のマッサージ施設について周知する役割を果たすことができる。そして政府は、マッサージ業を専門職として確立する役割を果たすことができる。しかしそのためには、マッサージ活動とマッサージ活動への視覚障害者の関与について、我々は政府に働きかけ、説得する必要がある。それができれば、マッサージ活動はバングラデシュに定着し、多くの視覚障害者はよりたやすく仕事を確保できるようになるであろう。そして、彼らは家族とともに社会の中で相応な生活を送ることができる。

政府イニシアチブ： 政府は 2007 年に健康省の中に専門委員会を設置した。この委員会は、バングラデシュでマッサージ活動をどのように始めるかについて決定することを目的とする。この委員会からは、すでに、マッサージ活動に関する情報を会議のために提供するよう要請の電話があった。政府が一步踏み出せば、マッサージ活動が容易になり、視覚障害者の雇用も拡大するであろう。

No. 3

Massage update situation for Visually Impaired

視覚障害者の状況に関する最新レポート

Boun Mao

Association of the Blind in Cambodia (ABC)

岡本浩史 氏（日本語訳）

カンボジア

カンボジアの視覚障害者は、社会的、経済的に最も排斥されている人たちのグループに属している。その原因となっているのは、主にその障害ゆえに彼らは生産的な役割を担う事が出来ないという通念である。また長期にわたった市民戦争の歴史と途方もない苦しみによって、カンボジアには視覚障害者であることを人生の罰のひとつと捉える考え方があり、多くが彼らを家の中に閉じ込め日常の活動から遠ざけてきた。しかし、この国の失明の多くは鉋山事故、病気、緑内障、白内障、遺伝的欠陥、交通事故などが主な原因なのである。

1990年以降、視覚障害者への支援提供が多くのNGOによって実施されている：ヘレンケラー財団は視力検査や眼鏡を提供するプログラムを実施している。International Resources for the Improvement of Sight (IRIS)は眼科手術を実施し、クロサートメイでは視覚障害児と聴覚障害児のための学校を運営している。さらにメリノール宣教会（現在ではカリタス）は眼科手術専門の病院を設立した。

カンボジアの視覚障害者支援を対象としたマッサージのプロジェクトは、メリノール宣教会盲人リハビリテーションセンター(Maryknoll Rehabilitation for Blind Center、RBC)が1995年から1997年に初めて行なった。この期間にメリノールは2つのマッサージのコースを用意し、5人が第1回コースを6人が第2回コースを履修し、合計11人の視覚障害者が訓練を受けた。

「最初のコースはカナダから帰国した日本式マッサージのカンボジア人技術指導者が訓練を担当した。この経験あるインストラクターを採用したのはメリノールで、同団体は視覚障害者のためのトレーニングのために採用した。メリノールは最初のコース履修者の中から2回目のコースの指導者を選び、受講生への講習をつづけた。」

2000年から2006年にかけてカンボジア盲人協会（ABC）は、マッサージの訓練コース設立のためのコーディネートやコース内容の更新、そのほかマッサージ技術の評価などを行ってきた。

2003年と2004年にABCは、笹田三郎氏による視覚障害者34人への日本式マッサージに関する最新技術の訓練と、同氏によるシェムリアップ、カンポット、プノンペン、シアヌークビルの主要4都市で実施された視覚障害者51人による技術評価をコーディネートした。笹田氏のABCへの評価報告によれば、優秀な技術を持つ者が数名いる他、良い技術を持つ者も沢山おり、そうでない者も十分に技術取得の見込みがある事がわかった。さらに笹田氏から、こうした良い技術を持つ者と見込みのある者のための、技術更新のための2週間から2ヵ月半程度の訓練コースを設立するようとの勧めもあった。

社会福祉省、日本の国際協力機構（JICA）との調整を通じて、ABCは沖縄で行なわれた6ヶ月のコースに二人の視覚障害者の指導者を送った。この二人の帰国後、合計74人の視覚障害者が二人から直接・間接的に訓練を受けた。現在このうちの数名はマッサージ業を始めたが、多くはまだ技術をさらに更新し、治療としてのマッサージ施術ができるように訓練する必要がある。これは近年、マッサージを生業とするために必要な技術の質がきちんと管理されないまま、人から人へと人づての訓練を受けて来たに過ぎない、施術者として資格のない視覚障害のマッサージ師が、特に増加してきたためである。

しかし、カンボジアにおいての最新技術の訓練コース設置に加え、我々ABCはこの分野の協会または委員会を設立し新しい技術普及を目的としたコースを設置することによって、他の地方において視覚障害者のマッサージ業への雇用を支援したいと考えている。

また、このほか視覚障害者の雇用確保のためにさまざまな種類のマッサージ業を展開したいと考えており、この分野における日本の支援を必要としているのである。

No. 4
Message in Indonesia
インドネシアにおけるマッサージ

Yacobus Tribagio, M. Pd
パーチュニ(インドネシア視覚障害者連合)副会長
インドネシア

インドネシアは人口2億5000万人の発展途上国で、人口は世界第5位である。発展途上国であるため、インドネシアは多くの問題を抱えているが、視覚障害者の雇用も問題の一つである。2006年の社会省のデータによると、インドネシアの視覚障害者の数は120万人に達している。そして、多くの視覚障害者がマッサージを職業として、生活している。

インドネシアにおいて、マッサージの多くは視覚障害者により行われている。インドネシアにおいて、マッサージを職業とする場合、以下のような多くの問題に直面することになる。

1. 教育レベルの低さ：リハビリ・センターでマッサージ・コースを取るための条件は、小学校の卒業証書だけである。
2. インドネシア社会では、障害を持つことは、悪いことであると考えられているため、給与は低く抑えられる。障害を持つ人の給与が低いのは当然だ、という考え方もある。
3. 男性が女性からマッサージを受けること、あるいは、女性が男性からマッサージを受けることは良いことではないという考えが、インドネシア社会にはある。
4. 知識を吸収し続けようとするマッサージ・インストラクターの数が少ないため、職業としてのマッサージはあまり進歩がない。
5. マッサージ業は、目の見える人も行っているため、健康のためマッサージ・ムスクを持つクリニックを使用することは、社会に否定的なイメージを与えている。
6. インドネシア高地には地理的問題があるため、コースを開催するリハビリ・センターに通うことが困難な視覚障害者が多い。
7. マッサージ師の収入は、クリニックの場所、運営方法、マッサージ師の経験に左右される。
8. しっかりした職業組織が存在しない。

9. 健康マッサージの分野において、特別な研究開発機構が存在しない。
10. 政府はこの問題にあまり高い関心を寄せていない。

多くの問題に直面しながらも、パーチュニ（Pertuni）はインドネシアの視覚障害者のシェルター組織として、次のような活動を通して、視覚障害者の福祉の向上のため、努力を続けている。

1. マッサージの領域（法律/規則による保護）を擁護、中央および地方における政府の政策を促進、雇用機会を広げると共に、社会の関心を高める
2. 視覚障害者雇用を社会的なものとし、広報活動を行い、マッサージ業を社会と政府に広める
3. インドネシアの人口の多さと面積の広さを考慮し、中央や地方の様々な場所において、マッサージ・トレーニングを実施する
4. マッサージに関連する企業や機構での雇用を促進する
5. マッサージのプロ組織を設立する

発展途上国に共通することであるが、マッサージ分野に関するプログラムの実践を助けるという政府の役割は、インドネシアにおいて視覚障害者の福祉向上を実現するために、促進される必要がある。

社会省を通じて行う政府の役割：

1. 社会省の機関を通じて、視覚障害者のためのマッサージ・トレーニング/コースを実施する
2. 人材をトレーニングすることで、国内や国外で活躍する良いインストラクターを育てる。
3. 特に地方に住む視覚障害者に対して、マッサージのトレーニングを行い、技術が自治体の蓄えとなるようにする。
4. マッサージ・ホームを設立する視覚障害者に対して、推薦状や基礎施設を提供する。

厚生省を通じて行う政府の役割：

1. 視覚障害者に対して、セラピーに根ざしたマッサージ・トレーニングを実施する。
2. 視覚障害者のクリニックを設立する際、営業ライセンスを発効する。
3. 制限付きであっても、マッサージ施設に必要な援助を実施する。

文部省を通じて行う政府の役割:

1. 学齢を過ぎた学生のため、高いレベルの教育（専門学校）を目指したカリキュラムを構築する。
2. マッサージ・トレーニングは多くの視覚障害者が集まる限定的な領域に行われるため、他の省庁とも協力して、教科課程以外に簡潔なトレーニングを実施する。

アイデア、情報、経験を交換することで、現在のところ以下のような項目が期待されている:

1. インドネシアのような発展途上国からのインストラクターに、技術を向上させる機会を出来るだけ多く与える。
2. セミナー、ワークショップ、会議を通じて、標準的マッサージを定式化するため、地域および国際活動の機会を増やす。
3. 発展途上国用のマッサージ施設を助けるために、マッサージ器具等を提供する。
4. 先進国からの情報を共有する。マッサージの分野においては、特に、ネットワーク、インターネット・サイト、マッサージに関する刊行物や雑誌から、健康マッサージ研究の発展状況や健康マッサージやスポーツ・マッサージに関連する器具に関する情報を共有する。

この会議に関心を寄せる全ての団体が明確な試みを実行することで、視覚障害者の福祉を向上させるために有益となる現実的成果を生むことを切に願う。

No. 5
Current Situation of Korean Massage Business
韓国マッサージ業の現状

Yang Chul-Sok
大韓按摩師協会付属按摩修練院教師
韓国

先ず、このような会議を開催される主催側および関係者の皆様に感謝の意を表します。
また、このような場で韓国のマッサージに関する報告書を発表できることを嬉しく思います。

私は、韓国按摩師協会で運営する修練機関でマッサージを教えている、ヤン チュルソクと申します。本日は、韓国のマッサージについて、マッサージ師になる過程、マッサージ業の現状、問題点の順に発表をさせていただきたいと思えます。

1. マッサージ師になる過程 :

韓国には、マッサージ師を養成する機関が、大きく分けて二つあります。

一つ目としては、日本の文部科学省に当る教育人的資源部が主管する学校教育の中の盲学校高等部であり、そこを卒業し、マッサージ師資格を習得します。

二つ目としては、日本の厚生労働省に当る保健福祉部が主になり、労働部が支援する按摩修練機関（教育等実際の業務は、マッサージ師協会が運営）であり、そこで教育を受け、資格を取ります。この修練機関の教育対象は、中途失明者が主になっています。

この二つの機関で解剖生理学、按摩マッサージ指圧理論、病理、電気治療、漢方、理療臨床、針灸学、診断学等の理論と実技を勉強し、試験にパスすれば、資格を習得することができます。

2. 韓国におけるマッサージの現状 :

韓国において、マッサージの資格を習得した人は、約7000人程度で、盲学校出身が約4500人、按摩修練院出身が約2500人程と推察されます。この内、マッサージ職種に従事する人が、約3500人程になるとみえています。

仕事場としては、按摩施術所が、約1000余箇所、按摩院は、約100余箇所、観光ホテル30箇所、福祉館等の施設約10箇所、そして、自分の家でマッサージの施術をしている人も、約300人以上になるものと承知しております。

マッサージ師の収入は、月平均を米ドルで計算すると、1500~5000ドルほどになるでしょう。

3. 問題点：

問題点として次の四つだけを挙げてみることに致します。

一つ目に、不法マッサージ師の多さです。マッサージ業の収入が良いことに目をつけた不法業者による無許可講習場等が多く、そこでは、短くは1ヶ月、長くは3ヶ月から1年を講習期間にし、高い講習料を取って不法にマッサージ師を養成しています。このようにして養成された無資格マッサージ師が、いろいろな地域や場所で不法営業をしているため、資格を備えた視覚障害者には、悩みの種となっています。ところが、参考までに言いますと、マッサージの施術を長い期間受けた経験がある顧客は、ほとんどが視覚障害者のマッサージ師を好みます。

二つ目に、マッサージの施術料の問題です。多くの国民はマッサージの施術に関心は持っているものの、一回の施術時にかかる4万から5万韓国ウォン程度の負担を多いと感じております。従って、視覚障害者のマッサージ師は、顧客が最もかかりたいと思う必要な箇所に短時間マッサージの施術を行い、適正な施術料を受け取る形態も広がってきております。これを部分按摩「クイックマッサージ」とよんでおります。

三つ目に、マッサージの施術時間の問題です。按摩施術所やホテル等、収入の多い所では、大半が夜間にマッサージの施術を行わざるをえません。従って、体調の良い状態で仕事ができにくく、収入が多少少なくても、お昼の時間にマッサージ施術を希望するマッサージ師が増えてくる傾向があります。

四つ目に、医療保険との問題です。マッサージの施術が、疾病の予防と治癒は言うまでもなく、早期快癒に役立つので、顧客のマッサージ施術料の節減および視覚障害者マッサージ師の安定的な収入を保障するためにも医療保険は絶対に必要との思いから、按摩師協会を初めさまざまな団体がこの問題の解決のために努力しております。

最後に、韓国の視覚障害者は、マッサージこそ視覚障害者に最適な職種として、政府が他のいかなる問題よりこの問題を解決し、支援することを強く希望しております。特に私達は、不法マッサージ師の取り締まりに全力を注いでおります。

この場にご参加の皆様のお励ましやご声援をお願いしつつ、皆様のご健勝と、ご幸運をお祈りいたします。ありがとうございました。

No. 6

Activities and progress of Lao Association of the Blind ラオス盲人協会の活動・発展

Kongkeo Tounalom
ラオス盲人協会会長
ラオス

ご参集の皆様、

私はラオスから参りました、Kongkeo Tounalom と申します。

この度、ラオス盲人協会の活動、発展について、報告できることを光栄存じます。

1989年より以前、ラオスの視覚障害者は、あらゆる社会的活動と離れ、生活してきました。そして2002年までの間に、視覚障害者が、彼ら自身の組織を設立すべく集まり、後にこれがラオス盲人局として、政府により登録されました。

この組織の主な目的は、視覚障害者のための教育および職業支援に焦点を合わせたものでした。その後2003年に、このラオス盲人局は、公式に視覚障害者のための伝統マッサージトレーニングセンターを設立しました。このトレーニングセンターは、完全に民間の部署によって援助を受けており、政府からの支援を受けてはいません。その結果、センターが開設された時は、1年間でわずか10名の視覚障害者へのマッサージ訓練しか提供できない状態でありました。2006年以来、センターの収容力が改善されたことで、年間で20人の視覚障害者を支援することができるようになりました。現在、ラオスでは視覚障害者による伝統マッサージクリニックが20ヶ所、開設されています。これらのクリニックは、世間の人々に程よく満足を与えています。なぜなら、伝統マッサージが、人々をリラックスさせるだけでなく、体の筋の（不調）緊張などにも効果のある治療であるからです。

2007年の初めに、日本の筑波技術大学の教授によって、伝統マッサージトレーニングセンターの、計10人のマッサージ師と女性マッサージ師に対して、日本按摩マッサージを紹介されました。

将来、私達は日本按摩マッサージを確実に拡大させたいと考えています。私と、私の同僚をこのセミナーに出席する機会を持たせていただき、AMINに深い感謝の意を表したいと思っております。ラオス盲人協会、及びラオスのすべての視覚障害者の名にかけて、このセミナーに参加の皆様の幸福と、繁栄を祈っています。ありがとうございます。

No. 7
Report of Massage Progress in Malaysia
マレーシアにおけるマッサージの発展に関する報告

Norimah Hj. Ahmad
Nuri Reflexology Therapy
マレーシア

1. 序論

1972年 視覚障害者のためのマッサージ・トレーニングが男性受講者向けに開始される。トレーニングは、タイのライオンズクラブの援助によりタイで3年間、トレーニングを受けたインストラクターにより実施され、マレーシア視覚障害者協会により主催された。

1984年 女性受講者向けのマッサージ・トレーニングが開始される。視覚障害者のためのロイヤルコモンウェルス・ソサイアティ（私はここに所属する）の主催により、タイ式、スウェーデン式、インドネシア式マッサージのトレーニングを15ヶ月間（各5ヶ月）実施した。

2. 私の目標および過去5年間に視覚障害者が職業的に自立するために実行してきたこと

2.1. 私の目標

短期計画（2年以内）

- a. マレーシアの視覚障害者に教育の機会を与え、技術と知識を向上させるためのマッサージ・ワークショップを多く組織する。
- b. 技術、プロ意識、知識に関して、視覚障害者が良いマッサージを行う、ということを知らしめる。

中期計画（3年以内）

- a. マレーシアの視覚障害者のために、プロのマッサージ・トレーニング・プログラムと適切な施設を開発する。
- b. マレーシアの視覚障害者のために、適切なマッサージ・シラバスとカリキュラムを提供する。
- c. 地方自治体がマッサージ師のライセンスを発効するように促す。

長期計画（5年以内）

- a. マレーシアおよび AMIN に協力するアジア諸国において、視覚障害者のためのマッサージ・インストラクター・トレーニングのプログラムを構築する。
- b. 2020年までに、視覚障害者の生活を改善する。

業績

2000年	マレーシアの視覚障害者を助け、マッサージ技術と知識を向上させるため、公認視覚障害者マッサージ師協会 (Certified Blind Masseur Association) を創設する
2001年	北京マッサージ病院 (Beijing Massage Hospital) および北京大学聖病院 (Beijing University Saints Hospital) で研修を行う (10名)
2002年	ペナンの聖ニコラス・ホーム (St. Nicholas Home) において、マッサージ・トレーニング・プログラムを開発する。(視覚障害者のためのマレーシア国民会議 (National Council for the Blind of Malaysia) の協力と支援による)
2003年	中学生向け基礎マッサージのため、特別教育省からの教師をトレーニングする
2006年	マレーシアの特別教育省のため、マッサージのシラバスとカリキュラムを開発する
2007年: 4月	中国の専門家によるマッサージ知識と技術の向上トレーニングを実施する (20日間)
2007年: 5月	日本からササダ氏を招いて、マッサージ・ワークショップを実施する (半日)
2007年: 8月	筑波技術大学からシモゴリ氏とヤマ氏を招き、基礎指圧講座を実施する。通訳はアズリン氏 (Azlin) が務める (15日間)
2007年: 7月-11月	マレーシア視覚障害者協会 (Malaysian Association for the Blind) のガニー・トレーニング・センター (Gurney Training Centre) において、基礎東洋医学を教授する (週に1回、2時間)
2000年から	公認視覚障害者マッサージ師協会 (Certified Blind Masseur Association) を通じて、中国からマッサージの専門家を招き、視覚障害者のための伝統的中国医学のマッサージ技術と知識を学ぶ。特に、CBMA の会員に対して、講義を実施する
2004年から	公認視覚障害者マッサージ師協会 (Certified Blind Masseur Association) を通じて、視覚障害者のため、半日のマッサージ技術向上ワークショップを開催する (年に3-5回)。私自身が主催。
2005年から	沖縄で行われた JICA プログラムから戻り、企業や政府機関と協力して、スライドショーやマッサージのデモンストレーションを行うことで、視覚障害者によるマッサージの普及活動を行う

3. 上記の活動による現状

まだ、満足のいくものではない。母国マレーシアの視覚障害者のためのマッサージ教育/トレーニングプログラムの開発が、まだ完成していないからである。

4. 現在の問題点

4. 1. 視覚障害者が適切なマッサージ・トレーニングを受けていない。
4. 2. よく教育されたインストラクターの数が不十分である。
4. 3. 適切なマッサージ業者ライセンスがない。
4. 4. 目の見える人とのマッサージ・ビジネスとの競争が熾烈である。
4. 5. マッサージ教育の詳細を理解していない組織がある。

5. 問題を解決するアイデア

- 5.1. 日本で研修を実施する。目的は、マレーシアの視覚障害者を紹介し、日本のマッサージ教育プログラムを理解すること。また、日本人の心を開き、適切なマッサージ学習を行うための関心を促す。
- 5.2. 視覚障害者およびインストラクターのために、適切なマッサージ・トレーニング施設を設立する。
- 5.3. 視覚障害者のために、マッサージ技術と知識を向上させるためのマッサージ・ワークショップを毎月開催する。
- 5.4. 地方自治体に対して、公認マッサージ師ライセンス (qualified Practitioner Massage License) を発効してもらう。
- 5.5. 一般の関心を集める。例えば、視覚障害者によるマッサージ基礎セミナーやワークショップを厚生省、福祉省、特別教育省等向けに行う。また、日本、中国、韓国、その他、AMIN 関係者からの講演者を招く。

6. 日本や他の諸国からの多くの支援を必要としている

- 6.1. マッサージ教育目的施設
- 6.2. マッサージ・トレーニング・プログラムのコンサルテーション
- 6.3. その他

AMIN を通じて、アジアにおける視覚障害者のためのマッサージ教育が成功裡に開発されることを切に願っている。

ありがとうございました。

No. 8
Country report for 2nd AMIN conference
カントリーレポート

Ganzorig Batbayar
盲人協会マッサージセンター・職業訓練センター講師
モンゴル

現在、モンゴルには約 8,000 人の視覚障害者がおり、その 50%が雇用対象年齢となっている。2001 年から 2005 年の間に、90 人の視覚障害者の内の 3%が職業を職に就いていた。70 人の視覚障害者は、視覚障害者のための職業訓練施設で働き、この施設では、モンゴルの特産品(ゲル)、ほうき、手袋、仕事着およびブラシが作られている。5 人の視覚障害者が、視覚障害児童の特殊学校で働き、8 人が音楽家や歌手として働いているが、長期間の安定した収入は得られないでいる。現在、視覚障害者のマッサージ師はいない。モンゴルでは、それが視覚障害者にとって満足できる職場でなく、2002 年から 2007 年にかけて、新しい雇用のチャンスも加えられていない状況である。

我々モンゴル盲人国際連合では、上記に述べた事を分析し、視覚障害者にとっての安定した職場を提供できるよう、段階を踏んで進めていった。

この機会に、2000 年から 2004 年の間で、我々は一人の視覚障害者をマッサージ師として準備した。WBUAP 沖縄プロジェクトにおいては、2004 年から 2006 年の間で、2 人の視覚障害者をマッサージの講師として準備した。そして、モンゴル盲人国際連合の運営する視覚障害者リハビリテーションセンターでは、視覚障害者のためのマッサージ訓練コース(6 ヶ月)を始めている。

当初、教室の設備が整っていないため、わずか 6 人の視覚障害者を対象に訓練を行っていた。現在では 3 度の訓練コースで、15 人の視覚障害者に対して訓練を行っている。

モンゴルは広大で、21 の県がある。我々は地方の視覚障害者をマッサージの訓練に関わりを持たせようとしているが、彼らは低所得のため、ウランバートルに辿り着く事ができないでいる。よって、地方への小さなマッサージ訓練を計画し、ウランバートルから、ナライク県という遠方に出向き、そこに住む 6 人の視覚障害者に対して、マッサージ訓練を行っている。

また我々は、2007年2月に、最初のマッサージセンターを開設した。そこは、マッサージ訓練を終えた視覚障害のマッサージ師に、職場を提供することを目的としており、12人の視覚障害マッサージ師が働いている。さらに、2007年8月に、我々は2所目のマッサージセンターを、4人の視覚障害マッサージ師とともに開設した。

現在、モンゴルにおいて、視覚障害者マッサージ師を発展させ、視覚障害者に適当な職場を提供するにあたり、MNF Bでは下記に挙げるような問題を抱えている

1. マッサージ講師の不足

現在2人の盲人マッサージ講師しかおらず、各県へ講師を送ることは不可能である。

2. マッサージのための訓練教材の不足、教科書、tactile accessories ; 触知装置？

マニュアルなど。現在我々が所有しているのは、日本語からモンゴル語に訳された按摩、指圧マッサージの本で、解剖学などの tactile materials ; 点字？が無い。

3. モンゴルでは、視覚障害マッサージの提供や、視覚障害マッサージ師への職場支援に関する、政府の政策や法律が無い。

我々は、視覚障害者の雇用と、視覚障害者マッサージについての状況を、言及したい。今、この分野において何が必要か、いくつかの考察を述べる。

1. まず初めに、マッサージ講師を準備する。 / 十分は講師を持つことがとても重要である。

2. マッサージトレーニングの環境、質、収容力を向上させる。

3. 教科書、マニュアル、点字機器、その他視覚障害者マッサージに必要な備品を持つこと。

4. マッサージトレーニングではウランバートルと地方、それぞれの視覚障害者を巻き込んで、状況を共にし、小さなプロジェクトとして、地方でのマッサージ講習会を企画する。

5. 今日、リハビリテーションセンターでは盲人マッサージ師をおいているが、今後2年から4年をかけて、療養マッサージ師、伝統医師として視覚障害者を起用する。

6. マッサージ研修を終えた盲人マッサージ師に対して職場を供給する、マッサージセンターを開設する、その他の職場、ホテルなどで働きたい盲人マッサージ師を仲介する。
7. 利便性の良い環境と雇用の法律を調整し、視覚障害者のマッサージ訓練を行う。

我々が上記活動を行う際、そのための財源をいくらか持つため、他国からのサポートが必要となってくる。例として以下のようなことが考えられる；

- ・日本、韓国、タイ、中国で盲人マッサージ講習会を行い、マッサージ講師を用意する。
- ・マッサージ講師を他国から招聘し、モンゴルで講習会を行う。
- ・新しいマッサージセンターを開設、また訓練教材を向上させるにあたり、財源が必要である。

No. 9

Implementation of the reentry plan of action along therapeutic massage conducted by the visually impaired in the Philippines

フィリピンの視覚障害者による 治療マッサージおよびリエントリー・プランの実践

Nelson L. Millar

第2雇用促進部

国立職業リハビリセンター

社会福祉開発省

国立キャピタル・リジョン

フィリピン

トピック i

リエントリー・プラン

沖縄で開催された治療マッサージに関する JICA トレーニング・プログラムに参加した直後、フィリピンの代表として私は、社会福祉開発省 (Department of Social Welfare and Development : DSWD) 国立職業リハビリ・センター (National Vocational Rehabilitation Center : NVRC) により承認されたリエントリー・プランを通して、提案されたプランを実行し始めた。

これまでの2年間およびその後の期間において、視覚障害者の治療マッサージ、特に、日本式マッサージを普及させることに集中的に努力していきたい。

前述のリエントリー・プランとは、諮問フォーラム、コース・スタディの開発、プログラムを行うトレーナー育成という3つの部分から成る。

諮問フォーラムに関しては、2005年9月から現在に至るまで、現職の視覚障害者マッサージ師、トレーナー、開業者による諮問会議が9回、ルソン島の大部分、マニラ、バギオ、カラワグ・ケゾンで開催されてきた。

上記のフォーラムでの答弁者の多くは、視覚障害者に有利となるよう治療マッサージの業界を制限、あるいは、割り当てを行う保護規則を弁護する概念書を作成する必要があることに合意した。

視覚障害者のための治療マッサージの標準学習コースを開発する点に関しては、すでに3つのモジュールが構築されている。最初のモジュールは、1年間の職業訓練プログラムに役立つ通常の受講生に対する6ヶ月の集中プログラムである。2番目のモジュールは、センターの卒業生向けに行われる、1週間に8回の技術向上プログラムである。3番目のモジュールは、組織およびコミュニティがベースとなる訓練アプローチのための5日間のトレーナー訓練プログラムである。

前述の治療マッサージにおいて新たに公式化されたモジュールを採用するプログラムの普及と実践に関しては、2005年11月から現在まで、2年間の職業訓練、6回の技術向上トレーニング、および、6回のトレーナー訓練プログラムがルソン島で行われた。

現在までに、135名の視覚障害者が、この訓練プログラムから恩恵を受けている。2008年には、同様のプログラムを他の地域でも実行し、より多くの視覚障害者が参加できるようにする計画である。

モジュール活動を通じて、施設を使用した学習活動により必要とされる最低限の技術の伝授は、より効果的に行われるようになり、利用しやすくなるはずだ。

トピック ii

前述した通り、2005年9月から現在に至るまで、現職の視覚障害者マッサージ師、トレーナー、開業者による諮問会議が9回、開催されてきた。これらの活動結果は、リエントリー・プランを実行する際の隘路事項を考慮する大きな助けとなる。

フォーラムでの要点は以下の通りである。

1. 国の報告を基に我々が提示した3つの問題は、集合的に解決しなければならない問題点である。しかし、これらの問題を別としても、我々が効果的に前進する前に、同様の注意を払わなければならない隘路事項が他にも存在するはずである。

明らかになっている隘路事項は以下の通りである。

1.1 受験生を高校卒業者に限定しているため、厚生省 (Department of Health: DOH) の国家試験を受けられる人が限られている。

1.2 マッサージ師の国家試験を得るための明確なガイドラインがなく、TESDA との調整も行われていない。

1.3 組織の衝突に至るような、視覚障害者による否定的な態度、目が見える人への散発的なマッサージ技術の訓練、精神的横ばい状態が、機械を消滅させる主な要素となっている。

トピック iii

所見および提案

視覚障害者の治療マッサージの分野に関する業界保護を促進する目的に関しては、視覚障害者のコミュニティの問題が法律的バリアを超えていることは明らかである。

視覚障害者のコミュニティの中では、つまらない口論が大きくなるような内部での態度に関する要素があり、誰が3つのプランや行動に関して、状況を達成するのは難しいと納得させる公式文書にまとめるか、という外部に対する技術的要素もある。

このため、視覚障害者に有利となるよう治療マッサージの業界を制限、あるいは、割り当てを行う保護規則を弁護する概念書を作成することだけでは、視覚障害者のマッサージ業界を強化するための解決とはならない。

しかし、そのような努力は最終的な解決をもたらすだけのものではないことを我々は合意しているが、視覚障害者に有利となるよう治療マッサージの業界を制限、あるいは、割り当てを行う保護規則を弁護する概念書を作成することは、視覚障害者のマッサージ業界を強化するための重要な要素となるはずである。

この点を鑑み、また、諮問フォーラム全ての参加者の貢献も考慮に入れて、我々は次のような提案を行う。同様にアジアの同胞を保護する、これらの提案が実際の行動となるよう、いかなるサポートも歓迎する。

1. 職業ガイダンス心理サービス (Vocational Guidance Psychological Services (VGPS)) を通じて、教育省 (Department of Education) と調整を行い、学校に通っていない、あるいは高等学校を卒業していない視覚障害者がフィリピン教育プレースメント・テスト (Philippine Educational Placement Test: PEPT) を受けられるようにし、高校卒業者に限定している DOH マッサージ師テストを受ける機会を提供する。
2. TESDA と明確な調整を行い、マッサージ師の国家資格を獲得できるようにする。
3. 組織の衝突に至るような、視覚障害者が見せる否定的な態度、目がみえる人への散発的なマッサージ技術の訓練、精神的横ばい状態が、機会を消滅させる主な要素となっていることを強調し、価値形成に新しいアプローチを加える。
4. 階級立法よりも、視覚障害者に有利となるよう治療マッサージの業界を制限、あるいは、割り当てを行う保護規則を弁護する概念書を作成することを進める。
5. 視覚障害者に有利となるよう治療マッサージの業界を制限、あるいは、割り当てを行う保護規則を弁護する概念書を提案する可能性に関する既存の法律アジェンダについて、フィリピン視覚障害者連合 (Philippine Blind Union) と調整を行う。
6. マッサージの実践に関連する 既存の法律や条例に関する研究と分析を行い、視覚障害者の活動分野に有利で、特定の条件に合致する規定を特定する。
7. 按摩、指圧の短期モジュール・トレーニング、トレーナーのための関節可動トレーニング、個人のアスピラントを全員に公開する。
8. 同様の目的やプログラムに関する諮問会議による実際の調査を続ける。

No. 10

Introduction of the present condition of the Taiwan massage 台湾按摩現況の紹介

詹 明松

CHAN, MING-SUNG

台湾盲人重建院

Institute For The Blind Of Taiwan

台湾

一、背景

台湾の按摩技術は主に日本から学んだものです。

- ① 2007年台湾の人口は約2千3百万人で、その中に視覚障害者の人口は53,053人(2007年6月統計)です。台湾の視覚障害者は殆ど盲学校や訓練施設でマッサージを学習してから按摩技術士の国家試験を受けます。現在、C級技術士は約3,000人がいます。その中にB級按摩技術士の免許を持っている人は約400人がいます。
- ② 按摩の従事者は約2,500人ぐらいで、収入は個人差がございますが、毎月600ドルから2,000ドル程度です。

二、台湾按摩の形態

- ① 規模の大きい按摩院は主に台北に集まっています。平均収入は一人あたり約1,000ドルから2,000ドル程度です。
- ② 空港、駅、病院、売り場などにあるクイックマッサージ(10分間3ドル)の平均収入は月に約600ドルから1,000ドル程度です。
- ③ アルバイト性質のヘルスキーパ(1ヶ月30時間)の平均収入は月に約600ドル程度です。
- ④ 一人の経営者だけの個人按摩院は主に技術が良い弱視者がやっています。こんな形態の按摩院の数はあまり多くありません。月の平均収入は約2,000ドル程度です。

台湾按摩の値段ですが、全身按摩は1回(1時間)約25ドルです。台湾の視覚障害の按摩従事者は足裏マッサージもやっています。足裏マッサージは1回(30分間)約15ドルです。

三、結論

按摩は台湾の視覚障害者が主な生計を立てています。また以下の問題があります。

- ① 法律で按摩は視覚障害者しかやれないことと保障されていますが、指圧や足裏マッサージは限られていません。現在は、指圧や足裏マッサージを中心に晴眼者が経営している店は増えていますので、視覚障害者の経営は影響を受けています。また、晴眼者の按摩法律開放の要求も激しくなっています。
- ② 台湾の按摩は民間療法の一種類と住民に印象を受けられています。近年、レベルアップのために台湾の盲界は按摩医療化を目標として頑張っていますが、進展はあまりありません。

按摩は台湾の視覚障害者の主な仕事ですが、近年社会環境の影響で按摩の収入はだんだん減っています。そして、法律保障や按摩非医療化のため、視覚障害者の按摩レベルは退歩しています。これは台湾按摩業の最大問題です。

今後、国際的技術の交流を含めて、各国皆様方の按摩の法律開放と按摩医療化についての貴重な意見を拝聴いただきたいと存じます。

No. 10
On the Road to Freedom:
A Country Report on Massage for the Blind In Thailand
自由への道程
—タイにおける盲人マッサージ事情—

Chamnong Kesonprom
タイ盲人協会
Thonbur i 盲人障害学習職業紹介センター
タイ

お集まりの皆様へ

まずは、主催者の方々に対しまして、このような会議にお招きいただきました事を、タイ盲人協会を代表して心から感謝の意を表します。

本年、会長である Monthian Buntan 氏は、法律及び、政策の発展に向けて多くの働きかけを行って参りました。ゆえに、わたくし Chamnong Kesonprom を含め私どもは、TAB 会員の一員として、また Thonbur i 盲人生涯学習職業紹介センターの委員長として従事しておりますが、優秀なタイ盲人マッサージ師であり、トレーナーであり、また TAB 支部の委員長でもある Kamol Naraphat 氏とともに、この会議にて発表を行う代表として、この度、このような重要な役を賜りました。

私は、12 年程前、マッサージサービスを含めた、視覚障害者関連サービス研修プログラムの一つに参加するため、日本を訪れる機会に恵まれました。Kamol 氏もまた、大阪フォーラムで訪日しております。この会議には全く初めてである私どもですが、今回の使命を達成するため、最大の努力をしたいと考えております。

さて、このレポートを作成するにあたり、Monthian 氏が昨年発表したレポートに目を通したところ、既に多くの基本的な情報が含まれていることがわかりました。よって、今回のレポートでは、不要な重複事項のないようにし、今年度に行われた新たな進展のみに主眼を置きたいと思っております。昨年のレポートをご覧になっていない方には、情報共有のため、コピーをお持ちしております。

公式免許取得への障害を越えて

T A Bと盲人共同体による、精力的なキャンペーンの後、我々はいよいよ、盲人マッサージ師が、タイマッサージを含めた伝統タイ医学の資格の取得を禁ずる法律を改め、立法上の勝利を勝ち取りました。これは、資格に適するほど十分に訓練を受けた盲人マッサージ師に対して、医学的資格を与えるというものであります。

現在、資格を持つ者が居ない為、このような目的を達成すべく、（公的）国民保険省及び関連する団体は、必要なトレーニングプログラムと支援策を示すことになっております。

しきたり改善のための努力

長い間、盲人マッサージ師の職業基準を改善する努力がなされてきました。過去数年間、労働省はいくつかの盲人協会と共同で、盲人マッサージ師が、タイマッサージ実技基準の3段階のレベルに合致するような過程を進めてきました。これまでに、300人以上の盲人マッサージ師が、第1レベル（レベル”基礎”）の資格に、また約100人が第2レベル（レベル”中”）の資格に、パスしています。我々Thonburiセンターでのみ、最短1ヶ月に一度の割合で、盲人マッサージ師の基礎試験のための、個別指導教員によるコースが設けられています。

生き残りのための努力と競争力強化

視覚障害者及び晴眼者の間で、タイマッサージが人気を集めてきているため、このような状況は我々にとってはチャレンジの良い機会と捉えています。過去数カ月間に、私共は、盲人マッサージ師に対して、新しいマッサージ技術と新規ビジネスモデルを取り入れるよう、試みました。現在、マッサージ店舗の経営コースを展開させています。足マッサージ、アロマやスパ、タイサウナやタイハーブを含むタイマッサージなどの多くの短期コースが、施設及び出張トレーニング活動を通じて行われてきました。

上記全ての分野に加えて、言語、対人能力など全てにおいて適切なトレーニングを行うことで、盲人マッサージ師はこの領域で生き残り、競争力を維持するに違いありません。

課題と挑戦

3～4ヶ月の短期コースを通じて、盲人マッサージ師を教育することは、多くの視覚障害者にとって収入源への近道となり得ます。しかしながら、まだ多くの解決すべき問題点があります。そのうちのいくつかを記します。

1. 短期コースを終えた盲人マッサージ師は、技術力に欠ける傾向にある為、職業を得ることが難しい。多くはこの職業を離れ、ストリートミュージシャンとして生計を立てる状況に戻ってしまう。

2. マッサージ店間での価格競争、特に晴眼者オーナーが中心となっており、残念ながら、多くの視覚障害者オーナーがビジネスから追いやられている。

3. 政府経営のマッサージサービスセンターと、盲人マッサージ店での間での、不平等な手当

政府経営のセンターに来る顧客は、国際健康ケアパッケージを通じて、助成金を受けられる。この事で、盲人マッサージのビジネスが不利な状況に追いやられている。

より明るい未来に向かって

いくつかの課題や懸念があるものの、まだ、我々がこの領域で上昇傾向にあると、前向きに考えている。改訂された、伝統タイ医学、及び、ごく最近に認可された法律（視覚障害者の権利運動）、差別に抵抗する強固な部門、雇用供給における特別優先権など、それらのほとんどは、TABや全ての関連機関との親密な協力を共にし、タイの盲人マッサージ師は、我々の職業を強固なものに、またタイ伝統マッサージを確固たるものにして、医療マッサージ団体の一員となるべく進む事を切に願っている。

我々の多くは、自分の目で光を見ることができないが、暗いトンネルが終わりに近づいた時、それを確かに感じる事ができるのである。

ありがとうございました。

No. 12
MESSAGE IN VIETNAM 2007
ベトナムのマッサージ事情 2007

Pham Xuan Truong
ベトナム盲人回復訓練センター (TRCB)
ベトナム(ハノイ)

1. ベトナムにおける視覚障害者の発展

2001年以來、ベトナム盲人協会の方策により、マッサージ業は視覚障害者にとって、彼らの発展のために最も適した職業と捉えられてきた。600人以上のマッサージистが、VBA傘下のトレーニング・リハビリテーションセンター、及びその他の全国にあるトレーニングセンターにて訓練を受けてきた。彼らの多くは地元の盲人協会、もしくは個人医院のマッサージクリニックなどで働き、44~94ドルの収入を得ており、家族を養うにも十分な程となっている。増加の一途をたどっている、現在30,000人といわれる視覚障害者は、マッサージの習得を希望し、いくつかのマッサージクリニックも開設されている。スタッフ人員の欠員を埋めるべく、マッサージистは、これらの新設クリニックでトレーニングを受けてきた。トレーニングコースの収容制限は早々に拡大されるべきであるが、視覚障害者の要望に対応しきれていないのが現状である。

2. 問題点と解決策

・残存する問題点：

- 視覚障害を持つベトナム人の技術水準が低い。
 - 視覚障害者と仕事を共にし、才能を持ち、技術力のあるトレーナーが不足している。
- トレーニングのための財源、設備が限られている。
- 一般の人々が、視覚障害者の本式マッサージの業務とその能力を、ありがたいと思っていない。

・解決案：

- 将来性と熱心さを持ち合わせた視覚障害者を選出し、トレーナーとして教育する。
- マッサージистの技術及びコミュニケーション能力を、向上させる。
- 適格な支援策を、政府とVBAに対して提案する。
- 視覚障害者のマッサージ業、及び能力に対する意識向上のプログラムを運用する。
- 地方、及びインターナショナルマッサージセンターと、視覚障害者のマッサージクリニック間での協力体制を促進する。

3. 日本や他国からの支援策の提案：

- トレーニングのための、マッサージインストラクター、設備、財源の供給
- マッサージ業の発展、及び視覚障害者の生活の質向上のため、互いの協力、交流を深めていく。

No. 13
Country report for 2nd AMIN conference

カントリーレポート

DANG THI PHUONG MAI
グエン・ディン・チュー盲学校
ベトナム(ホーチミン市)

日本において、マッサージ、針治療、灸療法の教育、指導者の訓練法を2年間研究した後、2004年4月、私は母国に帰国した。私は、ホーチミン市のグエン・ディン・チュー盲学校(NDC)において、基礎医学とマッサージを教えている。

1997年、NDCはキャンパスにおけるマッサージ・サービスを開始した。視覚障害者であるマッサージ師の全員が、ホーチミン市の医科歯科大学の教授による1週間のマッサージ訓練コース(50時限)を修了している。受講生に基本的な医学知識を学ぶ機会は無かったが、基礎的なマッサージ技術を主に学習した。コースを修了したのち、受講生たちはテストに合格し、出席証明書も受領している。受講生が、視覚障害者が運営するマッサージ・サービスに就職活動を行う際、この種の証明書が必要となるのである。

日本でマッサージ師になるには、目が見える人も不自由な人も3年間の学習の後、国家試験に合格する必要がある。私は学生たちに、技術だけでなく、基本的な医学知識を教えている。また、日本式マッサージ、職場態度、顧客とのコミュニケーション方法を教えることで、学生たちの技術を向上させている。

私はグエン・ディン・チュー盲学校(NDC)において、マッサージのカリキュラムを作成し、また、盲学校でマッサージを学ぶ学生用にベトナム語点字の教科書も出版した。カリキュラムは、360時限からなるもので、3年間で修得する。毎週、学生は4時限(午前中に学問教科、午後には、職業的教科、例えば、オリエンテーション&可動性、自立生活のための技術、音楽、職業訓練)の授業を受ける。

全ての受講生は、次のような条件を満たしている。受講生は、16歳以上で、健康状態は良好、マッサージを学ぶ意欲にあふれ、訓練プログラムを修得する能力があり、中学レベルの学力を有している。

NDC でのマッサージ訓練のカリキュラムは以下の通りである。

	学年 科目	時限数		
		1年	2年	3年
1.	医師の医学倫理	12		
2.	衛生学	12		
3.	解剖学	42		
4.	生理学		42	
5.	鍼灸	42		
6.	東洋医学の概要			42
7.	介護と健康の促進法		42	
8.	病理学			42
9.	日本式マッサージ	42	42	
	小計	150	126	84
	総計	360		

最低 6 学業平均値 (GPA : General Point Average) に達した学生は、(能力に応じて) 3-6 か月の訓練に参加する資格を得る。その後、NDC マッサージ・サービス公認のマッサージ師となる。

これまでに、私は解剖学、鍼灸、生理学、日本式マッサージの科目において、視覚障害のある24人をマッサージ師に昇格させてきた。また、上記カリキュラムを履修した33人の新しいマッサージ技術者のトレーニングも行った。現在、私はこのプログラムを受講する14人の1年生のトレーニングを行っている。加えて、日本鍼灸において、3人のマッサージ師にもトレーニングを行っている。

グエン・ディン・チュー盲学校（NDC）のマッサージ施設は、視覚障害者のためのマッサージ・サービスの中で、最も魅力的な施設と考えられている。その理由の1つとして、NDCのマッサージ師がベトナムと日本のマッサージをどのように融合させるかを理解していることが上げられるだろう。手のひらの手首に近い部分で揉むこと、親指での指圧、打診法、日本式マッサージの曲手（きょくで）は、最も広く使用されている技術である。

私が調査したところ、学生が一番学習したいと考えているのは、日本式マッサージや鍼灸で、東洋医学の概要も人気がある。

政府には視覚障害者が行うマッサージをサポートする政策がないため、マッサージ・サービスを行うためのビジネス・ライセンスは視覚障害者個人やグループ毎に所有され、ある種のテストを行うことで、個人の視覚障害者マッサージ師にライセンスが与えられている。

我々は学生を訓練し、学生たちは一生懸命学習し、プログラムを修了するが、いずれの代理人も組織も、学生に営業ライセンスを与えることが出来ない。これは、学生たちの心理に悪影響を及ぼしている。

視覚障害者に対しては十分な教育がされていないため、多くの視覚障害者は学習に不慣れである。地方では、教育が十分に行われておらず、更に、遠隔地の人々はマッサージを受ける習慣がなく、マッサージを受ける経済的余裕もない。

障害への理解が乏しいため、視覚障害者が目の見える人と同様、上手なマッサージを行えることを信じない人もいる。目の見える人が運営するマッサージ・サービスとの競争も熾烈である。

日本で教育を受けたマッサージ師は、4名おり（私もその一人である）、現在、ホーチミン市で仕事をしている。しかし、一般に、ベトナムには日本式マッサージ・サービスを行うところはない。いくつかのマッサージ施設では、ベトナム式と日本式を融合させているが、顧客は日本式マッサージを知らないでいる。ベトナム式マッサージでは、顧客の肌に直接触れ、パウダーやオイルを使用するが、日本式マッサージは顧客の服の上からマッサージを行う。この方法は、ベトナム人には奇異に感じるのである。

学生たちは指針もなく、独自にベトナム式マッサージを取り入れている。

状況を打開するには、我々は成功している視覚障害者によるマッサージと彼らのサービスを紹介するべく、マスメディアを通じた広報活動を行うべきである。学生たちは、このようなキャンペーンに関して自分たちの意見を持っている。政府の役人を我々のマッサージ・サービスに招待し、彼らに無料のマッサージを受けてもらうのである。視覚障害者のマッサージを実際に受けることで、役人の心を開き、自立生活に必要なライセンスを発効してもらえるように働きかけるのである。

地方においては、視覚障害者により良い教育を受けてもらう機会を増やしてもらうために、視覚障害者によるマッサージ師を雇用のモデルとして使用するべきである。

また、医科大学のような包括的環境において日本式マッサージの普及を組織し、視覚障害者が行うマッサージに関する世間の関心を高めるべきであろう。

地方の盲学校や地方の視覚障害者協会においては、視覚障害者へのトレーニングを行うベトナム人マッサージ指導者が、もっと必要である。

視覚障害者のためのオウンカイ社会福祉協会 (Ounkai social Welfare for the Blind) は、点字で書かれた教科書を 200 冊印刷するのを支援してくれた。今年の 10 月には、ベトナムの全ての学校と視覚障害者協会に、この本を寄贈する予定である。この教科書は、前述した私のカリキュラムに基づいて執筆されている。オウンカイからの支援により、私は学校や地方の視覚障害者協会に指導書を提供するため、要請に基づいて、各州を訪問する予定である。

我々は日本からより多くのマッサージ指導者を招き、ベトナムにおいてトレーニングを行い、マッサージ体験や他国のマッサージ師との職業知識の交換を行いたいと考えている。また、より多くの視覚障害者がトレーニング・コースを受講できるよう経済的な支援もお願いしたいと考えている。そうすれば、結果として、マッサージ師が増えるはずである。

我々は、世界中の視覚障害者と共に、視覚障害者が自立生活を送れるようサポートするという、長く挑戦に満ちた道を進んでいる最中である。我々は、ベトナム政府、視覚障害者自身、日本や他の国々と協力し、ベトナムにおいて視覚障害者の人生の質を向上させるよう、努力していかなければならない。

No. 14
Current State and problem of massage in Japan
日本のマッサージの現状と課題

与那嶺岩夫
王子治療院
日本

日本では、古くからはり、きゅう、マッサージが国民に定着していました。特に封建時代の終わりごろになると、盲人がはり、きゅう、マッサージに従事するケースが増えてきました。そして、明治時代には政府が盲人の適職として、国の費用で技術者を盲学校で育成するようになったのです。第二次世界大戦後は、戦争による失明者のための養成施設も設けられ、現在では、文部科学省と厚生労働省が別々に視覚障害者の免許者養成をしています。前者は先天的な盲人を対象にし、後者は中途失明者を対象にしてきましたが、現在はその区分はなくなっています。

日本では、マッサージをするには「あん摩マッサージ指圧師」という免許が必要です。この免許を取得するには、三年間の教育訓練を国の指定した機関で受けた後、国家試験に合格しなければなりません。しかし、今の日本では大変残念なことです。無免許でマッサージをする者が増え続けています。ところでマッサージ免許を取得すると次の五つの道で収入を得ることになります。

1. 自宅改造や、店舗を借り受けての自営開業
2. すでに開業しているはり、きゅう、マッサージ治療院への勤務
3. 病院、診療所で医師の補助者としての患者への施術
4. 企業などでヘルスキーパーとして、社員に対する健康の保持・増進のための施術
5. 特別養護老人ホームなどで機能訓練指導員としての高齢者ケア

しかし、こうした一見安定的な職場にも健常者や無免許者の進出が著しくなり、次第に盲人が圧迫されるようになってきているのが現状です。日本には障害者を雇用した事業主に対し、一定額の経済的助成をする制度もありますが、この制度がもっと効果的に活用されることが期待されます。又、健常者が進出してくるということは、裏を返せばそれだけのメリットがあるということになります。そこで、視覚障害者のマッサージによる職業的自立を更に推進するためには、大まかに考えれば二つの施策が今必要と思われれます。

1. 健常者と肩を並べて働くのに相応しい実力の育成をすること
2. 無免許者や健常者の進出を抑制する施策を実施すること

以上